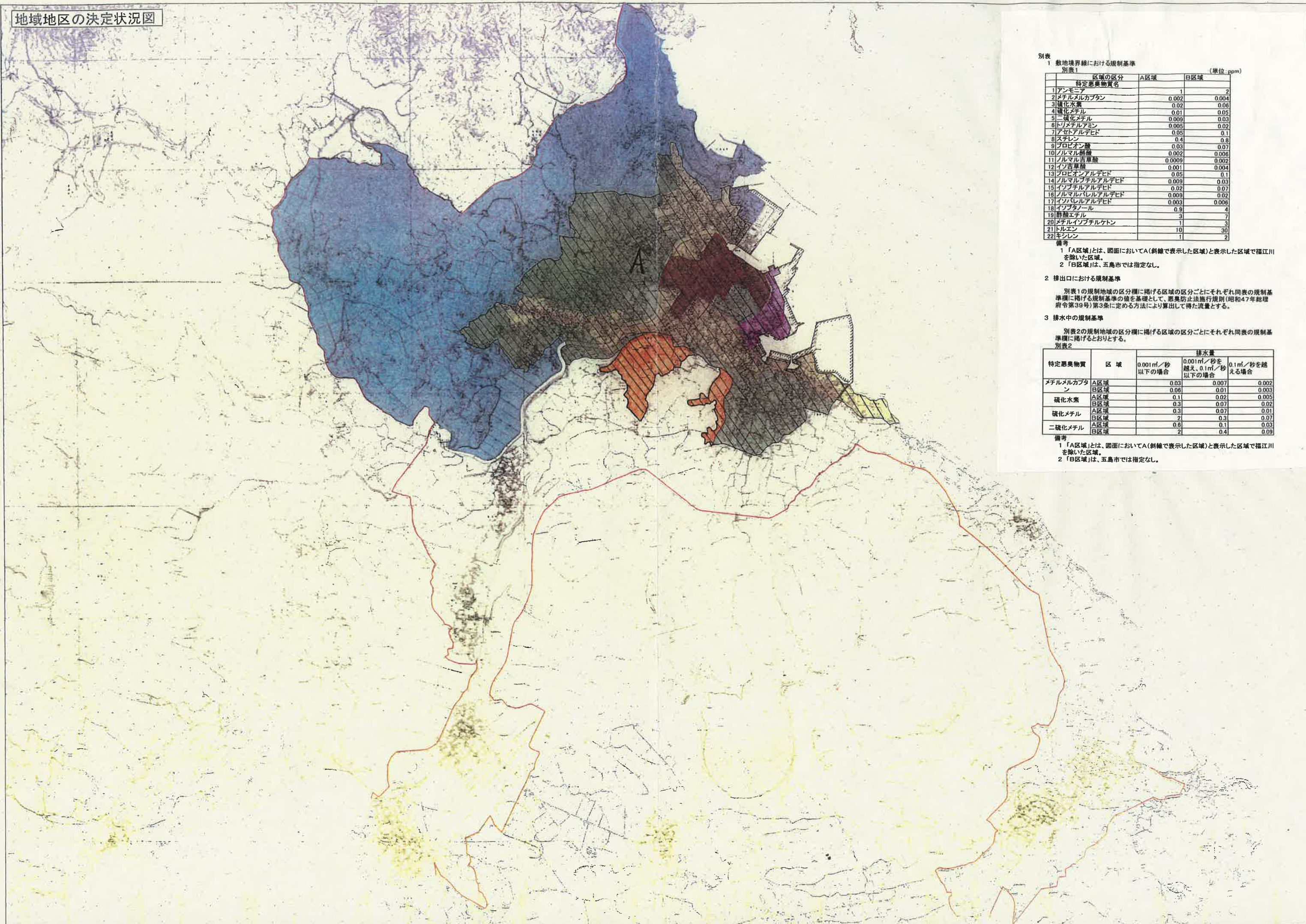


地域地区の決定状況図



別表
1 敷地境界線における規制基準

別表1 (単位: ppm)

区域の区分	A区域	B区域
1 アンモニア	1	2
2 メチルメルカプタン	0.002	0.004
3 硫化水素	0.02	0.06
4 硫化メチル	0.01	0.05
5 二硫化メチル	0.009	0.03
6 トリメチルアミン	0.005	0.02
7 アセトアルデヒド	0.05	0.1
8 スチレン	0.4	0.8
9 プロピオン酸	0.03	0.07
10 ノルマル酪酸	0.002	0.006
11 ノルマル吉草酸	0.009	0.02
12 イソ吉草酸	0.001	0.004
13 プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
14 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
15 イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
16 ノルマルパルアルデヒド	0.009	0.02
17 イソパルアルデヒド	0.003	0.006
18 イソブタノール	0.9	4
19 酢酸エチル	3	7
20 メチルイソブチルケトン	1	3
21 トルエン	10	30
22 キシレン	1	2

備考
1 「A区域」とは、図面においてA(斜線で表示した区域)と表示した区域で福江川を除いた区域。
2 「B区域」は、五島市では指定なし。

2 排水口における規制基準

別表1の規制地域の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

3 排水中の規制基準

別表2の規制地域の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準に掲げるとおりとする。

別表2

特定悪臭物質	区域	排水量		
		0.001m ³ /秒以下の場合	0.001m ³ /秒を越え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.1m ³ /秒を越える場合
メチルメルカプタン	A区域	0.03	0.007	0.002
	B区域	0.06	0.01	0.003
硫化水素	A区域	0.1	0.02	0.005
	B区域	0.3	0.07	0.02
硫化メチル	A区域	0.3	0.07	0.01
	B区域	2	0.3	0.07
二硫化メチル	A区域	0.6	0.1	0.03
	B区域	2	0.4	0.09

備考
1 「A区域」とは、図面においてA(斜線で表示した区域)と表示した区域で福江川を除いた区域。
2 「B区域」は、五島市では指定なし。

